播 磨 町 学校部活動の地域クラブ活動への 移行ガイドライン



令和5年3月 播磨町教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、 部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきています。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有しています。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や教師の意思に関わらず顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中においても、より一層厳しくなってきている状況です。

今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに国(スポーツ庁等)の改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備する必要があります。

そこで、本ガイドラインは国の考え方に則り、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示すものであります。

なお、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という考えの下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであります。

その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることに努めてまいります。

令和 5 年 3 月 23 日

播磨町教育長 平郡 秀幸

CONTENTS

11	١ "	1L	1 -
は	じ	め	l -

1	新たな地域クラブ活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	① 多加名 ② 運営団体・運営主体 ③ 指導者 ······ ④ 活動内容 ····· ⑤ 適切な休養日等の設定 ⑥ 活動場所 ····· ⑦ 適切な会費設定と保護者等の負担軽減 ⑧ 保険の加入	2 3
		4
3		5
	② 検討体制の整備	6
4	大会等のあり方の見直し(1) 生徒の大会等の参加機会の確保 (2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 ① 大会等への参加の引率 ② 大会運営への従事	7
5	安全・安心な地域クラブ活動 (1) 事故防止を徹底した地域クラブ活動 ア 安全管理について ① 施設用具の管理 ② 施設・用具の準備、配置 イ 健康管理・身体能力の管理 ① 無理をさせない ② 軽微な事故でも家族・保護者に連絡 ③ 試合・競技を安全に行うためのスキルの見極め ウ 自然条件の把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2) 不祥事防止を徹底した地域クラブ活動	·10

おわりに

1 新たな地域クラブ活動

中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動〈体育及びレクリエーションの活動を含む。〉)の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・ 文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

このことを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。なお、この取組については、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから進めていくこととする。

2 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

(1)新たな地域クラブ活動の在り方

- ア 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を 図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指 し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、 地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。
- イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、総合型地域スポーツクラブである「NPO法人スポーツクラブ21はりま」(以下「SCはりま」という。)が運営団体となり、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組むこととする。また、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
- ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、総合型地域スポーツクラブ である「SCはりま」の充実を図ることで、中学校生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられたり、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されたり、さらには、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実されることが期待できる。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

① 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌を歌う、楽器を演奏する、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

② 運営団体・実施主体

- ア 播磨町は、「SCはりま」を運営団体・実施主体とし、その整備充実を支援する。また、地域学校協働本部や学校運営協議会(コミュニティスクール)など、学校と関係する組織・団体とも連携しながら進める。
- イ 運営団体・実施主体の「SCはりま」は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

- ウ 播磨町は、首長部局(協働推進課)や教育委員会(地域学校教育課)のスポーツ・文化振興担当 部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文 化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共 有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。
- エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う「SCはりま」は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

③ 指導者

≪指導者の質の保障≫

- ア 播磨町及び「SCはりま」は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性 や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応え られる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- イ 播磨町及び「SCはりま」は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指せるよう支援する。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の向上を図るとともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。
- ウ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、 生徒を安全・健康管理等の面で支える。
- オ「SCはりま」は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。 播磨町などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

≪適切な指導の実施≫

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う「SCはりま」は、参加者の心身の健康管理、事故 防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。播磨町は、適宜、指導助言を行う。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を積極的に行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。
- ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う「SCはりま」は、指導の手引を活用して、指導を行う。

≪指導者の量の確保≫

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う「SCはりま」は、スポーツ・文化芸術団体の指導者 のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公 認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者など、 様々な関係者から指導者を確保する。

- イ 播磨町は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、「SCはりま」による指導者の配置を支援する。
- ウ 播磨町及び「SCはりま」は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

≪教師等の兼職兼業≫

- ア 教育委員会は、国が示す手引き等を参考に地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。
- ウ「SCはりま」は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても 当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に 指導者を確保できるよう留意する。

④ 活動内容

- ア「SCはりま」は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。
- イ「SCはりま」は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向け に設置されている活動に生徒が一緒に参画できるようにする。
- ウ「SCはりま」は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

⑤ 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。「SCはりま」は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、「SCはりま」と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。ただし、地域クラブへの移行期間中においては、部活動の適切な取組を原則とし、休日に休養日が設定できない場合は、週当たり16時間を超えないこととする。

- イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を 取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験 前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、 年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑥ 活動場所

- ア「SCはりま」は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校なども活用する。
- イ 播磨町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、「SC はりま」に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- ウ 播磨町は、「SCはりま」に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料 を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- オ 播磨町は、及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記の協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。
- カ 都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

⑦ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア「SCはりま」は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、 可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 播磨町は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりする などの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支 援等の取組を進める。
- ウ 播磨町は、「SCはりま」が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用 具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組 等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用 等も検討する。
- エ「SCはりま」は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

⑧ 保険の加入

ア「SCはりま」は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償 責任保険に加入するよう促す。 イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、「SCはりま」が指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

(3) 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の 中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の 望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

- イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。
- ウ 播磨町は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、「SCはりま」の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や 保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

3 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

① 休日の活動の在り方等の検討

- ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。
- イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応 じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。
- ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこと もあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各 地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

③ 検討体制の整備

ア 播磨町は、首長部局(協働推進課)や教育委員会(地域学校教育課)の中の地域スポーツ・文化

振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

- イ 播磨町は、今後の地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理 運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学 習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。その際、健康増進や社会福祉・ 医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等との 連携も考えられる。また、スポーツ推進委員が地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも 期待される。
- ウ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境 の整備に関して、播磨町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

③ 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ア「SCはりま」がスポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部、学校運営協議、 会(コミュニティスクール)等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する 体制。
- イ「SCはりま」が、社会体育・教育施設や文化施設等を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

なお、直ちに前記アイのような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

(2) 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けている。播磨町は、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととする。
- イ 播磨町は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行 に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の 充実に取り組む。

(3) 総合的・計画的な取組

ア 播磨町は、推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

4 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 全国中体連は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう見直したところである。

それを受けて兵庫県においても、「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動)の参加資格の特例について(依頼)」(令和5年1月27日付け兵中体連第92号) により、参加資格が明確に示され、地域クラブ等で活動する生徒の大会参加の機会が確保された ところである。

イ 播磨町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援に努める。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

① 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、運営団体・実施主体を担う「SCはりま」の指導者等が行うこととする。

② 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者が、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体(「SCはりま」)に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事させることを明確にする。
- イ 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担う「SCはりま」は、 当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- ウ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

5 安全・安心な地域クラブ活動

(1) 事故防止を徹底した地域クラブ活動

ア 安全管理について

- ① 施設用具の管理
 - ○破損、危険な突起物等の確認

体育館での活動において、ステージの角や壁面に木のささくれや釘が出ていないか、または床面がめくれていないかなどの確認が必要である。

○倒れる危険性のあるものの固定

倒れる可能性のある用具については、定められた方法で固定しているかを確認して使用する ことが大切です。また、サッカーゴールにぶら下がったりするなど、本来の用途以外に使用させな いよう、指導者は注意を払うことが求められる。

○ゆるみ、腐食、水漏れの確認

体育館の床板が腐食していないかや、配管から水漏れがないかなどを確認し事故防止に努める必要がある。

② 施設・用具の準備、配置

○活動人数の考慮

指導者の目が行き届く人数で指導することが必要で、会員が多すぎると危険な行為を見逃 し、ケガが発生する可能性が高まる。

○安全を確保した用具の準備と安全な導線の確保

用具の準備は会員任せにせず、指導者による適切な管理・監督が必要であるとともに、活動の銅線を考えた用具の配置も必要である。

○良好な環境の確保

屋外においては、暗く成れば危険を伴うことがあるので、早めに活動を切り上げる。屋内においては、熱中症予防の観点から、適切な空調管理や換気管理を行う必要がある。

イ 健康管理・身体能力の管理

① 無理をさせない

睡眠不足や疲れがたまっている場合は、スポーツ活動を行うための十分な力を発揮することができないとともに、練習に集中できずケガをする可能性が高まる。

また、不安定な心理状態の場合も活動に集中することができにくく、ミスやケガを誘発することがある。これらの場合には、休養させたり、練習量を調整したりして対処する必要がある。

さらに、心疾患がある場合には、重大な事故や深刻な事態を避けるためにも運動を制限する必要がある。加えて、胸に衝撃を受けて心臓が停止したり不規則に振動したりする心臓震盪 (しんどう)が発生した場合は、すぐに AED での対応が必要となる。

② 軽微な事故でも家族・保護者に連絡

練習や試合中の事故は、必ず保護者や家族に伝えなければならない。帰宅後に不調になった場合、その原因がわからず適切な治療を受けさせるためにも、保護者等への通知義務は極めて重要である。

③ 試合・競技を安全に行うためのスキルの見極め

柔道など、スキルに大きな差がある競技は、競技者のレベルを揃えることが必要である。

ウ 自然条件の把握

① 雷の音での屋外活動の停止

頭上が晴れていても落雷事故は発生する場合がある。雷の聞こえる範囲は約10kmといわれており、雷鳴が聞こえている場合はすでに放電が始まっているので、雷鳴が聞こえたらすぐに屋内などの安全な場所で待機するとともに、雷鳴が止んでも20分は落雷の危険性があるため、屋外の活動は控える必要がある。

② 熱中症の適切な措置

熱中症は夏はもちろんのこと、冬でも体温の上昇と脱水によって発生する可能性がある。 予防については、下記の「熱中症予防5ヶ条」や「熱中症予防運動指針」に基づき対応することとする。

熱中症予防5ヶ条

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック | ISPO より

≪暑いとき、無理な運動は事故のもと≫

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなる。 また、運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性も高くる。暑いときに無理な運動をしても効果は期待できません環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心掛ける。

≪急な暑さに要注意≫

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生している。夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起こりやすくなる。急に暑くなったら、軽い運動にとどめ、暑さに慣れるまでの数日間は軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにする。

≪失われる水と塩分を取り戻す≫

暑いときには、こまめに水分を補給する。汗からは水分と同時に塩分も失われる。スポーツドリンクなどを利用して、0.1~0.2%程度の塩分も補給することも心掛ける。

水分補給量の目安として、運動による体重減少が2%を超えないように補給する。運動前後に体重を測ることで、失われた水分量を知ることができる。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てることを勧めます。

≪薄着スタイルでさわやかに≫

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響する。暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気 性のよいものに心掛ける。屋外で、直射日光がある場合には、帽子を着用し、防具をつけるスポーツでは、休憩中に衣服をゆるめ、できるだけ熱を逃がすようにする。

≪体調不良は事故のもと≫

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながる傾向にある。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないこととする。また、体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満の人に起きており、肥満の人は特に注意が必要である。

熱中症予防運動指針

「熱中症予防運動指針」JSPO より

WBGH ℃	湿球温度℃ -27-	乾球温度℃ 25	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子ども の場合には中止すべき。
A	▲ ▼	A	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
A	≜ ▼	A	警 戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり 適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、 30分おきくらいに休憩をとる。
A	▲ ▼	A	注 意 (積權的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性があ る。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の 合間に積極的に水分・塩分を補給する。
A V	A V	A V	(まぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩 分の補給は必要である。市民マラソンなどでは この条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1)環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
- 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。 湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
- 3)熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。 運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

③ 冬季活動時の十分な準備運動の実施

スポーツ活動を行う前は、十分な準備運動を行うことが必要です。特に、冬季は体が硬くなっているため、すぐに活動を始めると大きなケガに繋がる可能性がある。

(2) 不祥事防止を徹底した地域クラブ活動

ア 個人情報の管理

クラブ会員の個人情報が外部に漏れないよう個人情報保護の方針を整え、名簿やデータの取扱いに関する組織的管理能力を向上させる必要がある。

① 個人情報の保護

「SCはりま」は個人情報の重要性を認識し、次のプライバシー・ポリシーに基づき、会員やイベント参加者、アンケート回答者、来訪者等の個人情報の保護に努めなければならない。

- ・個人情報の取得 ・個人情報の利用 ・個人情報の第三者提供 ・個人情報の管理
- ・個人情報の開示、訂正、消去、利用停止 ・個人情報保護のための組織、体制づくり

② 名簿及びデータ管理

会員名簿や経営内容のデータ管理を徹底するとともに、データ取扱方針(コンプライアンス・ プログラム)を作成し、方針に基づいた業務の推進が求められる。

・法令遵守 ・個人情報の収集、利用 ・情報主体の権利の主張 ・個人情報の安全対策の実施

③ 具体的取組

「SCはりま」は個人情報保護管理責任者を任命し、個人情報の適正な管理を遂行する必要がある。また、スタッフや指導者に対して、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を定期的に実施するとともに、コンプライアンス・プログラムへの定期的な監査を実施する必要がある。

イ 迷惑行為の防止

クラブライフを快適に過ごすためには、会員相互が会則を守りことはもとより、社会のルール やマナーを守り、会員相互がお互いに尊重することが求められている。

「SCはりま」では、暴力的な不良行為やハラスメントなどの迷惑行為についての基本的な考え方と対処法を定め、未然防止に努めるとともに、発生時の迅速な対応が求められる。

① 迷惑行為の基本的な考え方

会員に著しく迷惑をかける暴力的不良行為、つきまとい行為、押し売り行為(ネズミ講的な行為も含む)、泥酔行為、ハラスメント行為、及びこれらに類推する行為を迷惑行為という。

② ハラスメントの基本的な考え方

ハラスメントとは、その発言・行動等が相手を不快にさせたり、人格をおとしめたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすることである。セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントなどがある。

③ 予防と対処

「SCはりま」は、迷惑行為やハラスメントの基本的な考え方と未然防止等に関するガイドラインを策定し、クラブ会報や活動施設に掲示するなど周知徹底に努めるひつようがある。

また、このような事案が発生した場合には、速やかに対策委員会を設立し、第三者と複数で事情聴取にあたり事実関係を的確に把握し対処する。

おわりに

本ガイドラインは、スポーツ庁・文化庁が令和4年12月に出したの「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を参酌して作成した。

将来にわたり、子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保できるよう、 子供の視点に立ち、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への段階的な移行の方向性と対応策を示し たところである。

播磨町としては、本ガイドラインを踏まえつつ、地域の実情に合わせて、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者、教職員の理解を得つつ、段階的に進めることとする。

その際、円滑に地域移行を進めるうえでの大きな課題である新たなスポーツ・文化芸術の環境の構築に向け、運営団体である「SCはりま」の組織の再整備や指導者の質の向上及び量の確保を鋭意進めていくこととする。

併せて、令和5年度から7年度の改革推進期間における取組の進捗状況を管理・監督し、適宜、必要な見直しを「SCはりま」等と協議しながら進めていくことする。